

議会議案第11号

文書通信交通滞在費の使途報告並びに領収書の提出義務づけとその公開を求める意見書の提出について

文書通信交通滞在費の使途報告並びに領収書の提出義務づけとその公開を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成28年9月13日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘
同	同	上	渡	邊	昌一郎
同	同	上	上	畠	寛 弘
同	同	上	松	中	健 治

文書通信交通滞在費の使途報告並びに領収書の提出義務づけとその公開を求める意見書

文書通信交通滞在費は、国会法第38条、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条の規定によって定められ、衆参両院の国会議員は歳費とは別に月額100万円を受けている。その趣旨は、「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」と、国会法に規定されているところであるが、この文書通信交通滞在費は、使途報告についても、領収書の添付も義務づけられていないため、万が一、国会議員がこの趣旨に反して、文書通信交通滞在費を使ったとしても、監視機能は働かず、不正が明らかになることはない。このような不透明さから、文書通信交通滞在費を国会議員の「第二の給与」とやゆする声も存在する。

地方議会においては、性質は異なるが、政務活動費の全面公開は当然行われるべき情報公開というのが全国的な流れとなっており、鎌倉市議会においてもその使途は全て公開されており、報道された神奈川県議会における政務活動費の不正支出に係る事案についても厳しく処すよう意見書の提出をしてきた。また、国会議員に係る件については、国会議員関係政治団体においても、平成21年から、少額領収書等の開示手続制度が創設され、1円以上の領収書の開示も義務づけられているところである。

よって、文書通信交通滞在費についても、そもそも源泉が血税であることに鑑みれば、国権の最高機関を構成する国会議員たるもの、国民からあらぬ誤解や疑念を持たれぬよう、文書通信交通滞在費について、趣旨から見て書類の発送費や通信費、滞在費という機密性の求められる性質ではないことから、早急にこの使途報告と領収書の提出を義務づけるとともにこれら報告について公開し、国民への説明責任を果たすべく、早急に国会で議論し、環境整備を行うことを、鎌倉市議会は全ての衆議院議員、参議院議員に強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月14日